

仕 様 書

1 件名

広範囲繰返し周波数可変パルスレーザ光源

2 目的（用途）

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「当機構」という。）において、研究開発を推進している超伝導単一光子検出器の高速性特性評価において、繰返し周波数を広範囲において可変となるような通信波長帯パルス光源が必要となる。本件はこれらの条件を満たす事のできる、広範囲繰返し周波数可変パルスレーザ光源の調達を行う。

3 共通事項

本仕様書に疑義が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項の詳細を決定する場合は、当機構担当者と速やかに協議し解決を図ること。協議に際しては、受注者において打ち合わせ議事録を作成すること。作成した議事録は、当機構の承認を得て発行すること。発行した打ち合わせ議事録に含まれる決定事項は、本仕様書に優先する。

なお、仕様書等の変更を要する事態が生じた場合には、協議をするので応じること。

4 納入期限

・ 2019年9月30日

可能な限り早期に納入すること。

5 納入場所等

（1） 納入・設置場所

兵庫県神戸市西区岩岡町588-2

国立研究開発法人情報通信研究機構 未来ICT研究所

第1研究棟 1階 超伝導実験室1 9-101~103

（2） 書類等提出場所

兵庫県神戸市西区岩岡町588-2

国立研究開発法人情報通信研究機構 未来ICT研究所

フロンティア創造総合研究室 超伝導デバイスプロジェクト

6 調達物品の数量及び構成内訳

（1） 調達物品の数量

広範囲繰返し周波数可変パルスレーザ光源 1式

（2） 装置構成内訳

ア 広範囲繰返し周波数可変パルスレーザ光源

1 台

(3) 付帯作業

本件調達には、運送・搬入・据付・配線・調整などの作業及び当該費用を含む。

7 調達物品の要件

(1) 性能条件

ア 広範囲繰返し周波数可変パルスレーザ光源

(ア) 中心波長として、 $1550 \pm 10\text{nm}$ であること

(イ) パルス幅として 15ps 以下であること

(ウ) 繰返し周波数を 100MHz と設定した際の平均出力値が -15dBm 以上であること

(エ) On/Off消光比が 20dB 以上であること

(オ) 最小繰返し周波数が 10kHz 以下であること

(カ) 最大繰返し周波数が 1GHz 以上であること

(キ) 外部クロック入力(SMAコネクタ)によりパルス光タイミング制御可能であること

(ク) 内部クロックを内蔵し、内部クロックによってもパルス光タイミング制御可能であること

(ケ) 出力としてはシングルモードFC/APC出力ポートを有する事

(コ) 仕様達成の根拠となるシミュレーションデータを付属すること

(2) 性能条件以外の要件

ア 法令等への対応

本仕様に基づく物品、設備、工事等の納入等に当たり、電波法（昭和25年法律第131号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令並びに条令等に基づき、主務大臣並びに各都道府県知事等に対し、認可、許可、届出等（以下「認可等」という。）が必要となる場合又は必要と考えられる場合は、契約後速やかに当機構担当者と協議すること。

特に電波法 第100条に定められている高周波利用設備に該当する高周波発生部を含む機器等については、型式指定を受けている場合又は型式確認を行っている場合には、その表示部分の写真を提出すること。

また、型式指定を受けていない場合及び型式確認を行っていない場合には、当該設備が許可不要設備であるか否かにかかわらず、高周波の周波数と高周波発生部の最大出力を文書で報告すること。

電波を用いた無線通信機能を含む機器のうち、無線LAN、携帯電話、ラジコン等、

技術基準適合（電波法第 38 条の第 3 章の 2、電気通信事業法第 2 款。以下「技適」という。）の対象となる無線設備（端末設備機能を有する場合もある）については、技適の取得を証明する資料、例えば技適マークの表示部分の写真、あるいは技適等の認証番号を提出すること。技適未取得の場合には、納入までに技適を取得すること。技適対象外で無線局免許申請が必要な無線設備については、無線局免許申請に必要な情報を提供すること。

8 提出書類及び必要部数

・説明書・マニュアル等	1 式（書面 1 部）
・保証書及び製品サポート部署の連絡先	1 式（様式適宜）
・性能検査書	1 部
・議事録	1 部（打合せ議事録を発行した場合。）
・検査計画書兼報告書	1 部
・設備等納入時確認チェックリスト	1 部

9 納入・設置条件

（1） 納入・設置時間

土日休日を除く、平日 9 時から 17 時の間に行うこと。日時は別途調整する。

（2） 納入・設置作業に関する条件

- ア 納入時の作業日程と体制を納入予定日の 2 週間以上前までに提示すること。
- イ 納入時には、装置・実験室に塵や埃等が付着・飛散しないように注意し必要な処置・養生を施すこと。
- ウ 物品の搬入・据付等に関しては当機構の業務に支障をきたさないように配慮し、協議の上、実施すること。

（3） 環境への配慮

- ア 調達物品が「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）で規定する特定調達品目に該当する場合には、可能な限り適合品を納入するように努めること。
- イ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮するように努めること。
- ウ 納入時においては、環境負荷の低減を実現した自動車を用いるように努めること。
- エ 梱包材などは持ち帰り、法令に従い処分すること。

（4） 注意事項

- ア 運送・搬入・据付実施中に、建築物、工作物等に損傷を与えた場合は、速やかに当機構担当者に申し出るとともに受注者の責任においてこれを原形に復すること。

1 0 支給品の有無

無

1 1 貸与品の有無

無

1 2 検査について

- ・納入場所において、当機構担当者立ち会いの上で搬入を行い、納品物の数量と内容を確認し、全数の動作確認（起動確認、ネットワークを含む一連の正常性確認）を行う。
- ・検査に際しては、予め検査計画書を作成し、検査計画書に基づき検査を行い、検査結果の報告書を作成し、当機構の承認を得ること。
- ・検査実施の際に、機器の操作説明を行うこと。

1 3 瑕疵担保

- （1） 本件調達物品について、所有権移転の日から起算して1年以内に瑕疵による不具合が発生した場合には、機器の点検及び補修を行い、本仕様書の性能を発揮できるようにすること。
- （2） 本件調達物品に付帯する無償保証内容を明示するとともに、不具合発生時の問い合わせ窓口及び実施体制を明示すること。

1 4 関連文書又は関連仕様書

- （1） 無

設備等納入時確認チェックリスト

受注者確認欄	項 目	要求者確認欄
☐	1. 納入期限内の納品となっているか。	☐
☐	2. 員数検査 ・納入品について、仕様書及び業者提案書に記載された構成及び数量を満たしているか。	☐
☐	3. 外観検査 ・納入品について、傷、汚れ、凹み、歪みといった不良が無い。	☐
☐	4. 設置状況 ・納入品に係る電源等への接続状況は要件を満たしているか。	☐
☐	5. 機能検査 ・納入品について、仕様書及び業者提案書に記載されている、機能及び性能等の要件を満たしているか。	☐
☐	6. 提出書類 ・仕様書に規定した提出書類は全て揃っているか。 ・提出書類に求めている記載内容は漏れなく記載されているか。	☐
☐	7. 法令遵守関係 ・納入物について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、その他の関係法令等に基づき、関係機関等に対する協議、必要な認可、許可、届出等の手続又は届出等に必要となる情報の提供が完了しているか。 <u>（該当法令及び書類名称を以下に記載。記載しきれない場合は別紙添付）</u>	☐

受注者側担当者 確認年月日（令和 年 月 日）

会社名 _____

担当者名 _____

機構側要求者（監督員） 確認年月日（令和 年 月 日）

国立研究開発法人 情報通信研究機構

部署名 _____

要求者名 _____

財務部手続欄

資産管理

台帳反映

※該当項目なき場合は、当該項目を二線にて抹消する。

※受注者側担当者名及び機構側要求者（監督員）名については、自署とします。

※原本は機構側要求者（監督員）において保管し、写し 1 部を検査調書へ添付する。